

## 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（設立の認証の申請等）</p> <p>第2条 略                      2～6 略</p> <p>7 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>8 法第10条第4項の規定により補正しようとする者は、補正後の申請書又は当該申請書に添付した書類を添付して、規則で定める様式による補正書を知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（設立の認証の申請等）</p> <p>第2条 略                      2～6 略</p> <p>7 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>8 法第10条第3項の規定により補正しようとする者は、補正後の申請書又は当該申請書に添付した書類を添付して、規則で定める様式による補正書を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第4号

## 香川県情報公開条例及び香川県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県情報公開条例の一部改正)

第1条 香川県情報公開条例(平成12年香川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第8号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地</p>	<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地</p>

方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び出資法人(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人であるものを除く。)のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)

エ 略  
(2)～(7) 略

方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び出資法人(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人であるものを除く。)のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)

エ 略  
(2)～(7) 略

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 香川県公文書等の管理に関する条例(平成25年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第</p>	<p>(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第13条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの(以下「利用請求者」という。)に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該特定歴史公文書等が第8条第1項又は第3項の規定により移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書に記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第</p>

2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

(ウ) 略

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

(ウ) 略

イ・ウ 略

(2)～(4) 略

2・3 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 香川県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、地方公共団体、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>5～9 略</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知) 第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>5～9 略</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知) 第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場</p>



合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正）  
第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該執行機関は、同表の第1欄に掲げる執行機関に当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該執行機関は、同表の第1欄に掲げる執行機関に当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が</p>

情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
1～3 略		
4 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報（法第19条第8号の規定により生活保護関係情報の提供を受ける事務にあつては、外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものを含む。）
5・6 略		

情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
1～3 略		
4 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報（法第19条第7号の規定により生活保護関係情報の提供を受ける事務にあつては、外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるものを含む。）
5・6 略		

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中香川県個人情報保護条例第35条の改正規定及び第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中香川県個人情報保護条例第2条の改正規定 規則で定める日

## 第6号

## 香川県防災対策基本条例の一部を改正する条例議案

香川県防災対策基本条例（平成18年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>平成16年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている<u>南海トラフ地震</u>に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。</p> <p>これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。</p> <p>しかし、これまでの災害の状況に鑑み、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。</p> <p>県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。</p> <p>こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。</p> <p>（市町の役割） 第5条 略 2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。</p> <p>（防災知識の習得等） 第7条 略 2 略</p>	<p>平成16年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている<u>南海地震</u>に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。</p> <p>これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。</p> <p>しかし、これまでの災害の状況に<u>かんがみ</u>、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。</p> <p>県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。</p> <p>こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。</p> <p>（市町の役割） 第5条 略 2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。</p> <p>（防災知識の習得等） 第7条 略 2 略</p>



3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所（指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。）、指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。））その他の避難場所をいう。以下同じ。）、避難の経路及び方法、家族との連絡方法をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

（避難行動要支援者による情報の提供）

第12条 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

（避難行動要支援者への支援体制の整備）

第15条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の避難行動要支援者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

（市町等との連携）

第19条 自主防災組織は、市町が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 略

（避難計画の作成等）

第28条 略

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難情報の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

（要援護者による情報の提供）

第12条 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの（以下「要援護者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

（要援護者への支援体制の整備）

第15条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の要援護者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

（市町等との連携）

第19条 自主防災組織は、市町が行う避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 略

（避難計画の作成等）

第28条 略

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場

難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

#### 4 略

5 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者の把握及び個別避難計画（法第49条の14第1項に規定する個別避難計画をいう。）の作成に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、避難行動要支援者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために指定一般避難所（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第1項に規定する指定一般避難所をいう。）では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

#### （避難及び指定避難所）

第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 指定避難所に滞在する者は、第28条第3項に規定する行動基準に従うものとする。

3 指定避難所の管理者等は、第28条第3項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して指定避難所を運営するものとする。

#### （車両使用の自粛等）

第39条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

#### 4 略

5 市町は、あらかじめ、要援護者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、要援護者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

#### （避難及び避難場所）

第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、第28条第3項に規定する行動基準に従うものとする。

3 避難場所の管理者等は、第28条第3項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。

#### （車両使用の自粛等）

第39条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設</u>その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(歩行者専用道路)</p> <p>第44条 略</p> <p style="text-align: center;">(歩行者利便増進道路)</p> <p>第45条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年香川県条例第54号）で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(道路標識の寸法)</p> <p>第46条 略</p>	<p style="text-align: center;">(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(歩行者専用道路)</p> <p>第44条 略</p> <p style="text-align: center;">(道路標識の寸法)</p> <p>第45条 略</p>

(委任)  
第47条 略

(委任)  
第46条 略

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

## 香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第2条の2）</p> <p>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第12条）</p> <p>第3章 立体横断施設の構造（第13条・第14条）</p> <p>第4章 乗合自動車停留所の構造（第15条・第16条）</p> <p>第5章 路面電車停留場等の構造（第17条—第19条）</p> <p>第6章 自動車駐車場の構造（第20条—第27条）</p> <p>第7章 <u>旅客特定車両停留施設の構造（第28条—第37条）</u></p> <p>第8章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第38条—第42条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、<u>自転車歩行者専用道路</u>、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは<u>旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員又は道路構造条例第45条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 歩道等（第3条—第12条）</p> <p>第3章 立体横断施設（第13条・第14条）</p> <p>第4章 乗合自動車停留所（第15条・第16条）</p> <p>第5章 路面電車停留場等（第17条—第19条）</p> <p>第6章 自動車駐車場（第20条—第27条）</p> <p>第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第28条—第32条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は<u>除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>



(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

## 第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(溝蓋)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とするものとする。

## 第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(溝蓋)

第6条 歩道等に排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とするものとする。

(勾配)

第7条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配及び横断勾配は、規則で定める勾配とするものとする。

第3章 立体横断施設の構造

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 路面電車停留場等の構造

第6章 自動車駐車場の構造

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第28条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、規則で定める構造とするものとする。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子を使用している者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第30条の規定による基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第31条の規定による基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設

(勾配)

第7条 歩道等の縦断勾配及び横断勾配は、規則で定める勾配とするものとする。

第3章 立体横断施設

第4章 乗合自動車停留所

第5章 路面電車停留場等

第6章 自動車駐車場

置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、規則で定める構造とするものとする。

(出入口)

第29条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、規則で定める構造とするものとする。

(エレベーター)

第30条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、規則で定める構造とするものとする。

2 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第31条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路は、規則で定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。

(エスカレーター及び階段)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーター及び階段は、規則で定める構造とするものとする。

(乗降場)

第33条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、規則で定める構造とするものとする。

(運行情報提供設備)

第34条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第35条 旅客特定車両停留施設に設ける便所は、規則で定める構造とするものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第36条 乗車券等販売所、待合所及び案内所は、規則で定める構造とするものとする。

- 2 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第37条 乗車券等販売所に設ける券売機のうち1以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第8章 略

(案内標識)

第38条 略

- 2 略
- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。
- 4 前項の案内標識は、規則で定める基準に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第28条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第28条 略

- 2 略

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第39条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自転車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と規則で定める基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第36条の規定による基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4・5 略

(休憩施設)

第40条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に設ける優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）には、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

(視覚障害者誘導用ブロック)

第29条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2・3 略

(休憩施設)

第30条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)



第41条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第31条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第32条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路については、改正後の第2条、第3条から第7条まで及び第39条から第42条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 第9号

## 香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(昭和58年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第25条の30第1項において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第2条 法第25条の30第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第25条の30第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第25条の18第1項において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第2条 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

(香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(流域下水道事業の設置等)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道(下水道法(昭和33年</p>	<p>(流域下水道事業の設置等)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道(下水道法(昭和33年</p>

法律第79号) 第2条第4号に規定する流域下水道をいう。) の名称、処理区及び流域関連公共下水道 (同法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道をいう。) の処理区域 (同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。) の存する市町は、次の表のとおりとする。

略

法律第79号) 第2条第4号に規定する流域下水道をいう。) の名称、処理区及び流域関連公共下水道 (同法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道をいう。) の処理区域 (同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。) の存する市町は、次の表のとおりとする。

略

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第10号

## 「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり「みんなで作るせとうち田園都市・香川」実現計画を策定することについて、議会の議決を求める。

## 第4次かがわ男女共同参画プランの策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第4次かがわ男女共同参画プランを策定することについて、議会の議決を求める。



第12号

## 香川県国土強靱化地域計画（改定版）の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県国土強靱化地域計画（改定版）を策定することについて、議会の議決を求める。

## 香川県環境基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県環境基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第14号

## 香川県みどりの基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県みどりの基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

## 第4次かがわ食育アクションプランの策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第4次かがわ食育アクションプランを策定することについて、議会の議決を求める。

第16号

## 香川県農業・農村基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県農業・農村基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

第17号

## 香川県水産業基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県水産業基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。



第18号

## 香川県教育基本計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県教育基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

## 第4次県立病院中期経営目標の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第4次県立病院中期経営目標を策定することについて、議会の議決を求める。

第20号

## 第七次香川県保健医療計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第七次香川県保健医療計画を変更することについて、議会の議決を求める。

### 建設事業に対する市町の負担金について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項、空港法（昭和31年法律第80号）第7条第1項、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第1項又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和3年度において県が行う土木事業、土地改良事業、農地防災事業、香川用水関連土地改良事業、県立公園施設整備事業又は直轄空港整備事業にかかる工事に要する費用の負担に関し、その受益の限度により別表のとおり当該市町に対して経費の一部を負担させることについて、議会の議決を求める。

別 表

#### 令和3年度建設事業市町負担金表

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
高 松 市	道 路 橋 梁 整 備	615,760,000 <sup>円</sup>	$\frac{10}{100}$	61,576,000 <sup>円</sup>	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	90,000,000	$\frac{10}{100} \cdot \frac{5}{100}$	7,000,000	
	直 轄 港 湾 改 修	236,250,000	$\frac{40}{100}$	94,500,000	
	港 湾 補 修	109,510,000	$\frac{40}{100}$	43,804,000	
	港 湾 建 設	579,187,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{100} \cdot \frac{20}{100} + \frac{30}{100} \cdot \frac{5}{100}$	144,739,130	
	街 路 事 業	622,200,000	$\frac{10}{100}$	62,220,000	
	直 轄 空 港 整 備	120,095,666	$\frac{25}{100}$	30,023,916	
計		2,373,002,666		443,863,046	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
丸 亀 市	道 路 橋 梁 整 備	244,485,000 <sup>円</sup>	$\frac{10}{100}$	24,448,500 <sup>円</sup>	
	港 湾 建 設	75,332,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100}$	21,726,690	
	街 路 事 業	23,540,000	$\frac{10}{100}$	2,354,000	
	中 讃 流 域 下 水 道 整 備	51,706,502	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	13,246,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	92,000,000	$\frac{5}{40}$	11,500,000	
	農 地 防 災 事 業	93,800,000	$\frac{14}{100} \cdot \frac{23}{200}$	12,737,000	
計		580,863,502		86,012,190	
坂 出 市	道 路 橋 梁 整 備	97,140,000	$\frac{10}{100}$	9,714,000	
	街 路 事 業	80,930,000	$\frac{10}{100}$	8,093,000	
	中 讃 流 域 下 水 道 整 備	76,489,226	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	19,595,000	
	土 地 改 良 事 業	77,001,000	$\frac{10}{100}$	7,700,100	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	102,591,000	$\frac{16}{100}$	16,414,560	
	農 地 防 災 事 業	110,000,000	$\frac{14}{100}$	15,400,000	
計		544,151,226		76,916,660	
善 通 寺 市	道 路 橋 梁 整 備	22,759,000	$\frac{10}{100}$	2,275,900	



	中讃流域下水道整備	173,454,038	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	36,021,000	
	香川用水関連 土地改良事業	4,000,000	$\frac{5}{40}$	500,000	
計		200,213,038		38,796,900	
観音寺市	道路橋梁整備	56,400,000	$\frac{10}{100}$	5,640,000	
	港湾補修	9,770,000	$\frac{40}{100}$	3,908,000	
	港湾建設	219,076,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	48,828,340	
	街路事業	290,100,000	$\frac{10}{100}$	29,010,000	
	土地改良事業	175,995,500	$\frac{12}{100} \cdot \frac{7}{100}$	12,779,685	
	農地防災事業	174,000,000	$\frac{14}{100}$	24,360,000	
	県立公園施設 整備事業	810,000	$\frac{30}{100}$	243,000	
計		926,151,500		124,769,025	
さぬき市	道路橋梁整備	229,824,000	$\frac{10}{100}$	22,982,400	
	海岸改修	36,400,000	$\frac{7}{100}$	2,548,000	
	海岸保全	9,800,000	$\frac{5}{100}$	490,000	
	港湾建設	30,587,000	$\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	1,685,090	
	土地改良事業	32,816,000	$\frac{16}{100}$	5,250,560	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	農地防災事業	175,000,000 <sup>円</sup>	$\frac{15}{100}$	26,250,000 <sup>円</sup>	
計		514,427,000		59,206,050	
東かがわ市	道路橋梁整備	100,273,000	$\frac{10}{100}$	10,027,300	
	海岸保全	35,000,000	$\frac{5}{100}$	1,750,000	
	港湾補修	18,200,000	$\frac{40}{100}$	7,280,000	
	港湾建設	141,861,000	$\frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	12,585,050	
	土地改良事業	14,000,000	$\frac{10}{100}$	1,400,000	
	香川用水関連 土地改良事業	190,000,000	$\frac{16}{100}$	30,400,000	
	農地防災事業	225,000,000	$\frac{14}{100}$	31,500,000	
計		724,334,000		94,942,350	
三 豊 市	道路橋梁整備	297,961,000	$\frac{10}{100}$	29,796,100	
	港湾補修	33,000,000	$\frac{40}{100}$	13,200,000	
	港湾建設	34,198,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	8,717,310	
	土地改良事業	318,204,500	$\frac{20}{100} \cdot \frac{15}{100} \cdot \frac{11}{100}$ $\frac{10}{100} \cdot \frac{7}{100}$	33,074,315	
	農地防災事業	414,890,000	$\frac{16}{100} \cdot \frac{14}{100} \cdot \frac{21}{200}$	58,639,600	

計		1,098,253,500		143,427,325	
土 庄 町	地 域 振 興	591,333,000	$\frac{40}{19} \cdot \frac{20}{8} \cdot \frac{18}{7} \cdot \frac{10}{100}$	79,851,700	
	道 路 橋 梁 整 備	82,317,000	$\frac{10}{100}$	8,231,700	
	海 岸 改 修	31,850,000	$\frac{7}{100}$	2,229,500	
計		705,500,000		90,312,900	
小 豆 島 町	地 域 振 興	413,967,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{20}{11} \cdot \frac{18}{5} \cdot \frac{100}{100}$	37,234,580	
	道 路 橋 梁 整 備	57,320,000	$\frac{10}{100}$	5,732,000	
	海 岸 改 修	18,200,000	$\frac{7}{100}$	1,274,000	
	港 湾 補 修	46,410,000	$\frac{40}{100}$	18,564,000	
計		535,897,000		62,804,580	
三 木 町	道 路 橋 梁 整 備	58,950,000	$\frac{10}{100}$	5,895,000	
	土 地 改 良 事 業	85,800,000	$\frac{15}{200}$	6,435,000	
	農 地 防 災 事 業	107,000,000	$\frac{14}{100}$	14,980,000	
計		251,750,000		27,310,000	
直 島 町	地 域 振 興	39,867,000	$\frac{20}{100} \cdot \frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	5,090,690	
	道 路 橋 梁 整 備	34,671,000	$\frac{10}{100}$	3,467,100	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	港 湾 補 修	10,000,000 <sup>円</sup>	$\frac{40}{100}$	4,000,000 <sup>円</sup>	
計		84,538,000		12,557,790	
宇 多 津 町	道 路 橋 梁 整 備	14,560,000	$\frac{10}{100}$	1,456,000	
	中 讚 流 域 下 水 道 整 備	94,982,597	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	24,333,000	
	農 地 防 災 事 業	6,000,200	$\frac{23}{200}$	690,023	
計		115,542,797		26,479,023	
綾 川 町	道 路 橋 梁 整 備	31,850,000	$\frac{10}{100}$	3,185,000	
	中 讚 流 域 下 水 道 整 備	44,453,675	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	11,388,000	
	土 地 改 良 事 業	87,000,000	$\frac{15}{100} \cdot \frac{8}{100}$	7,660,000	
	農 地 防 災 事 業	88,200,000	$\frac{14}{100} \cdot \frac{23}{200}$	11,393,000	
計		251,503,675		33,626,000	
琴 平 町	道 路 橋 梁 整 備	22,750,000	$\frac{10}{100}$	2,275,000	
	中 讚 流 域 下 水 道 整 備	96,583,802	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	20,058,000	
	県 立 公 園 施 設 整 備 事 業	1,240,000	$\frac{30}{100}$	372,000	
計		120,573,802		22,705,000	

多度津町	道路橋梁整備	87,693,000	$\frac{10}{100}$	8,769,300	
	海岸改修	33,670,000	$\frac{7}{100}$	2,356,900	
	中讃流域下水道整備	112,624,818	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	23,390,000	
	香川用水関連 土地改良事業	15,070,000	$\frac{5}{40}$	1,883,750	
	農地防災事業	56,819,000	$\frac{14}{100}$	7,954,660	
計		305,876,818		44,354,610	
まんのう町	道路橋梁整備	56,130,000	$\frac{10}{100}$	5,613,000	
	中讃流域下水道整備	39,469,342	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	8,197,000	
	土地改良事業	204,000,000	$\frac{11}{100} \cdot \frac{10}{100}$	21,740,000	
	香川用水関連 土地改良事業	23,000,000	$\frac{5}{40}$	2,875,000	
計		322,599,342		38,425,000	
合計		9,655,177,866		1,426,508,449	



第22号

## 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

### 記

- 1 件名 笠田高校校舎棟第1期改築工事
- 2 工事場所 三豊市豊中町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 1,034,000,000円
- 5 工事請負人 三豊市詫間町詫間300番地1  
富士建設株式会社  
代表取締役 真鍋 有紀子

## 訴訟の提起について

県営住宅の家賃を多額に長期の間滞納している者等について、住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金等の支払の各請求の訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

### 記

#### 1 被告及び明渡しを求める住宅

住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金等の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

第24号

## 専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和3年8月4日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

### 令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,256,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ495,292,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 72,895,511	千円 1,256,530	千円 74,152,041
	2 国庫補助金	47,964,864	1,256,530	49,221,394
歳 入 合 計		494,035,783	1,256,530	495,292,313

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		千円 23,963,973	千円 36,250	千円 24,000,223
	1 公 衆 衛 生 費	12,245,210	36,250	12,281,460
7 商 工 費		65,763,929	1,220,280	66,984,209
	1 商 工 業 費	60,137,448	1,220,280	61,357,728
歳 出 合 計		494,035,783	1,256,530	495,292,313



## 専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和3年8月19日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

### 記

#### 令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,586,187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,878,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 74,152,041	千円 2,586,187	千円 76,738,228
	2 国庫補助金	49,221,394	2,586,187	51,807,581
歳入合計		495,292,313	2,586,187	497,878,500

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 66,984,209	千円 2,586,187	千円 69,570,396
	1 商工業費	61,357,728	2,586,187	63,943,915
歳出合計		495,292,313	2,586,187	497,878,500

## 専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和3年8月26日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

### 記

#### 令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ499,418,527千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 76,738,228	千円 1,540,027	千円 78,278,255
	2 国庫補助金	51,807,581	1,540,027	53,347,608
歳入合計		497,878,500	1,540,027	499,418,527

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 69,570,396	千円 1,540,027	千円 71,110,423
	1 商工業費	63,943,915	1,540,027	65,483,942
歳出合計		497,878,500	1,540,027	499,418,527